各種控除一覧

【所得控除】

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	（１）通常の医療費控除 医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額）（限度額200万円） （２）セルフメディケーション税制 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円） ※（１）又は（２）を選択
社会保険料控除	健康保険料・共済掛金等の支払金額
小規模企業共済等掛金控除	中小企業事業団に支払った掛金等の金額

生命保険料控除	支払金額		控除額
	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（最大28,000円）		
地震保険料控除	支払金額		控除額
	地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超のとき	10,000円
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

障害者控除	障害者控除		260,000円
	（特別障害者の場合）		300,000円
	（同居特別障害者の場合）		530,000円
寡婦控除			260,000円
ひとり親控除			300,000円
勤労学生控除	前年の所得が85万円以下で給与以外の所得が10万円以下の者		260,000円
配偶者控除	別表1参照		
配偶者特別控除			
扶養控除	一般 （昭和31年1月2日から平成15年1月1日生まれ） （平成19年1月2日から平成22年1月1日生まれ）		330,000円
	老人 （昭和31年1月1日以前生まれ）		380,000円
	特定親族 （平成15年1月2日から平成19年1月1日生まれ）		450,000円
	同居老親等		450,000円
特定親族特別控除	別表2参照		
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	430,000円
		2,400万円超2,450万円以下	290,000円
		2,450万円超2,500万円以下	150,000円

別表1　配偶者控除及び配偶者特別控除

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	330,000円	220,000円	110,000円
	老人	380,000円	260,000円	130,000円
配偶者特別控除	配偶者の所得金額	控除額		
	58万円超95万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	95万円超100万円以下	330,000円	220,000円	110,000円
	100万円超105万円以下	310,000円	210,000円	110,000円
	105万円超110万円以下	260,000円	180,000円	90,000円
	110万円超115万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
	115万円超120万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
	120万円超125万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
	125万円超130万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
	130万円超133万円以下	30,000円	20,000円	10,000円

別表2　特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	450,000円
95万円超100万円以下	410,000円
100万円超105万円以下	310,000円
105万円超110万円以下	210,000円
110万円超115万円以下	110,000円
115万円超120万円以下	60,000円
120万円超123万円以下	30,000円

【税額控除】

〇調整控除

以下の区分に応じた金額※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、適用はありません

（1）合計課税所得金額が200万円以下の方

次の①または②のいずれか少ない金額 × 5%（町民税3%・県民税2%）

① 人的控除額の差額の合計額

② 合計課税所得金額

（2）合計課税所得金額が200万円超の方

{人的控除額の差額の合計額－（合計課税所得金額－200万円）} × 5%（町民税3%・県民税2%）

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です

※｛　　｝内の額が50,000円未満の場合は、50,000円として計算します

人的控除額の差額（令和8年度課税分以降）

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	扶養控除	一般	5万円		
障害者控除	普通	1万円		特定	18万円		
	特別	10万円		老人	10万円		
	同居特別	22万円		同居老親等	13万円		
寡婦控除		1万円	配偶者控除		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
ひとり親控除	父	1万円					
	母	5万円		一般	5万円	4万円	2万円
勤労学生控除		1万円		老人	10万円	6万円	3万円

※基礎控除の人的控除額の差額は一律5万円とします

※配偶者特別控除および特定親族特別控除は人的控除の差はないものとして計算します

〇配当控除

	課税所得金額			
	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

〇配当割額・株式等譲渡所得割額控除

区分	町民税	県民税
配当割額・株式等譲渡所得割	3/5	2/5

〇住宅借入金等特別税額控除

次の（1）または（2）のいずれか少ない金額 （町民税3/5、県民税2/5）

（1）所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

（2）下表の居住年月に該当する控除額

居住年月	控除額等
平成21年1月 から 平成26年3月	所得税の課税総所得金額等×5%（最高97,500円）
平成26年4月 から 令和3年12月	所得税の課税総所得金額等×7%（最高136,500円） ※住宅取得にかかる消費税率が8%または10%の場合 それ以外の場合は所得税の課税総所得金額等×5%(最高97,500円)
令和4年1月 から 令和7年12月	所得税の課税総所得金額等×5%（最高97,500円） ※令和4年中に居住し、消費税率が10%で以下の期間に契約したものは、 所得税の課税総所得金額等×7%（最高136,500円）が適用。 注文住宅　：令和2年10月~令和3年9月末 分譲住宅等：令和2年12月~令和3年11月末

〇寄附金税額控除

①基本控除額＋②特例控除額＋③申告特例控除額（それぞれの控除額は町民税6%・県民税4%）

①基本控除額＝（寄附金額－2,000円）×10%

②特例控除額＝（都道府県・市区町村に対する寄附金額－2,000円）×下記表1の割合

※都道府県・市区町村に対して寄附をした場合は、②の特例控除額を足した合計額が控除額となります。

※特例控除額の限度額は、町民税・県民税所得割額の20%となります。

③申告特例控除額＝②の特例控除額×下記表2に定める割合

※寄附先の自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出し、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受ける方に限ります。

表1

課税総所得金額－人的控除差調整額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職金額を有しない場合）	90%
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職金額を有する場合）	地方税に定める割合

※人的控除差調整額は、人的控除の差額と所得税の基礎控除額から48万円を控除した額（0円を下回る場合は0円）との合計額です（令和8年度分住民税より適用）。

※上記の計算結果が0以下で分離課税分の所得を有する方は表1の計算式には当てはまりません。

表2

課税総所得金額－人的控除差調整額	割合
0円以上195万円以下	84.895分の5.105
195万円超330万円以下	79.79分の10.21
330万円超695万円以下	69.58分の20.42
695万円超900万円以下	66.517分の23.483
900万円超	56.307分の33.693

税額控除の対象となる寄附

1.都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）

2.住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金

3.宮城県又は利府町の条例により指定した寄附金